

徳島県立体駐車場整備事業（仮称）
要求水準書

徳島県

令和 7 年 1 0 月 9 日

《目 次》

第1章 総則.....	1
1 要求水準書の位置づけ	1
2 対象施設.....	1
3 業務範囲及び業務内容	1
4 適用法令等	2
5 注意・配慮事項.....	5
第2章 事業概要.....	6
1 計画概要.....	6
2 敷地条件.....	6
3 対象施設の概要.....	7
4 事業期間等	10
第3章 施設整備.....	10
1 基本方針.....	10
2 整備方針.....	10
3 リスク管理.....	11
第4章 各業務の実施	11
1 要求水準の確認.....	11
2 設計業務.....	11
3 工事監理業務	14
4 建設業務.....	14

<参考資料>

参考資料1 事業対象地概要図

参考資料2 都市計画図

参考資料3 津波・高潮・洪水浸水想定図

第1章 総則

1 要求水準書の位置づけ

この要求水準書は、徳島県立体駐車場整備事業（仮称）（以下「本事業」という。）において、応募者の提案及び徳島県（以下「県」という。）が選定する事業者（以下「事業者」という。）の事業遂行に係る具体的な指針及び県が要求する業務水準を示すものである。

2 対象施設

本事業の対象施設は、立体駐車場（外構工事含む）とする。

3 業務範囲及び業務内容

本事業の業務範囲及び業務内容を示す。

(1) 設計業務

① 事前調査業務

- ・ 地質調査
- ・ 現況測量
- ・ 電気設備等に関わる関連機関協議
- ・ 電波障害、日照障害、風害、光害等、及び工事中の振動、騒音等の対策計画の作成
- ・ 住民説明会等の近隣住民への対応
- ・ 自走式立体駐車場建設に伴う集団規定の適合性に関する調査
- ・ その他、事業に必要となる調査

② 設計業務

- ・ 自走式立体駐車場及びそれに関連する施設の設計
- ・ 電気設備、消防用設備等、駐車場運営に必要な全ての設備の設計
- ・ 敷地の外構等の施設の設計
- ・ 各種申請、届出及び手続き業務（建築基準法、消防法、都市計画法及びその他条例等）
- ・ 工程表の作成
- ・ 積算業務
- ・ 透視図の作成

(2) 建設工事業務

- ・ 自走式立体駐車場及びそれに関連する施設の建設
- ・ 電気設備、消防用設備等、駐車場運営に必要な全ての設備の設置
- ・ 敷地の外構等の施設の工事
- ・ 電気、上下水道の引き込み
- ・ 建設に伴い、当該敷地内にて不要となる既存構造物等の撤去及び移設、解体・処分

(3) 工事監理業務

- ・ 上記（2）で行う工事の監理業務

4 適用法令等

(1) 法令等

- ・ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）
- ・ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・ 屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）
- ・ 駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）
- ・ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- ・ 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- ・ 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- ・ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- ・ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ・ 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律【建築物衛生法】（昭和 45 年法律第 20 号）
- ・ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ・ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ・ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律【建設リサイクル法】（平成 12 年法律第 104 号）
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律【建築物省エネ法】（平成 27 年法律第 53 号）
- ・ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）
- ・ 津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律【グリーン購入法】（平成 12 年法律第 100 号）
- ・ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）
- ・ 土壌汚染対策法（平成 14 年法律 53 号）
- ・ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
- ・ 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）
- ・ その他関係法令

(2) 条例等

- ・ 徳島県建築基準法施行条例（昭和 47 年条例第 32 号）

- ・徳島県都市公園条例（昭和 33 年条例第 20 号）
- ・徳島県興行場法施行条例（昭和 59 年条例第 31 号）
- ・徳島県屋外広告物条例（平成 4 年条例第 52 号）
- ・徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例（平成 19 年条例第 14 号）
- ・徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例（平成 28 年条例第 57 号）
- ・徳島県県産材利用促進条例（平成 24 年条例第 80 号）
- ・徳島県個人情報保護条例（平成 14 年条例第 43 号）
- ・徳島県暴力団排除条例（平成 22 年条例第 40 号）
- ・県内企業優先発注及び県内産資材の優先使用のための実施指針（平成 31 年）
- ・徳島県環境基本条例（平成 11 年条例第 11 号）
- ・徳島市都市計画法施行条例（平成 20 年条例第 14 号）
- ・徳島市景観まちづくり条例（平成 25 年条例第 10 号）
- ・徳島市火災予防条例（昭和 37 年条例第 15 号）
- ・徳島市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成 25 年条例第 13 号）
- ・徳島市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成 6 年条例第 16 号）
- ・その他関係条例

(3) 適用基準等

本事業を行うに当たっては、関係法令等のほか、次の基準類を標準仕様として適用するものとする。その場合、いずれも契約締結時における最新版を使用するものとし、本事業期間中に改訂されたときは、改訂内容への対応等について協議を行うものとする。

① 共通

- ・公共建築設計業務委託共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・建築工事監理業務委託共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

② 建築

- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・建築構造設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・徳島県県有施設総合耐震計画基準（徳島県）
- ・建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・建築物解体工事共通仕様書及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

③ 設備

- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 建築設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針（一般社団法人日本建築センター）
- ・ 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）
- ・ 内線規程（社団法人日本電気協会）
- ・ 公共建築設備数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

④ その他

- ・ 日本工業規格（JIS）
- ・ 電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）
- ・ 日本電機工業会標準規格（JEM）

5 注意・配慮事項

(1) 個人情報の取扱い

事業者が本事業を行うに当たり、個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法等法令を遵守し、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するために必要な措置を講じること。

また、事業者は、本事業の遂行により知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止、並びに本人からの開示の申出、苦情及び異議の申出への適切かつ迅速な対応その他個人情報の適正な管理の確保を図るために、徳島県個人情報保護条例の趣旨に沿った取扱規程等を作成し、公表するものとする。

(2) 情報公開

事業者が本事業を行うに当たり作成し、又は取得した文書等で事業者が管理しているものの公開については、徳島県情報公開条例の趣旨に沿った取扱規程等を作成し、公表するものとし、適正な情報公開に努めること。また、情報の公開に当たって、文書等の写しの交付を行う場合で、当該写しの交付に要する費用の負担を事業者が公開の申出者に求めるときは、その旨を前項の取扱規程等に定めるものとする。

(3) 文書の管理・保存

事業者が本事業を行うに当たり作成し、又は受領する文書等は、適正に管理・保存すること。また、事業終了時に、県の指示に従って引き渡すこと。

(4) 守秘義務

事業者は、本事業を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりすることはできない。事業期間終了後も同様とすること。

(5) 環境への配慮

物品調達の際は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、可能な限り環境物品等を利用するよう努めること。

(6) 地域経済への配慮

設計業務から建設工事終了まで、必要な資機材や備品、消耗品等を調達する際、また、下請業者を雇用する際は、可能な限り徳島県内から調達、雇用するなど、地域経済に配慮しながら業務を遂行するよう努めること。

第2章 事業概要

1 計画概要

(1) 構造規模

- ・ 自走式立体駐車場（スキップ式、連続傾床式等）及び付帯施設（階段やエレベーター、倉庫等を含む）とする。
- ・ 階数は、3層4段または4層5段とする。

(2) 収容台数

- ・ 立体駐車場と屋外駐車場で併せて210台以上とすること。
- ・ 身体障がい者等用駐車区画は屋外駐車場と併せて5台以上設置すること。
- ・ 小型車両（軽自動車等）の駐車区画は20台までとし、できる限り少なくすること。

(3) 利用想定

- ・ 平日は県庁に勤務する職員とし、休日は一般利用とする。
- ・ 駐車場は24時間の開放を想定しており、料金収受や駐車許可等の管理設備等は別業務で設置する。
- ・ 津波発生時等において緊急避難場所として利用する。

2 敷地条件

事業対象地の基本的な条件について示す。

また、参照欄に示す参考資料を参照すること。

項目		内容	参照
所在地		徳島市万代町5丁目1番6及び1番8	【参考資料1】事業対象地概要図
事業対象地面積		1,792 m ² （登記記録の全部事項証明より）	
地域・地区		都市計画の区域区分：市街化区域 用途地域：準工業地域 防火地域：建築基準法第22条区域 徳島市立地適正化計画：居住促進区域 徳島市景観計画：徳島市全域 5階または高さ12mを超える 建築物の新築、増築、改築、移転 が対象	【参考資料2】都市計画図
指定建ぺい率		70% ※ 街区の角地のため、本来の数値に10%加算となる。	
指定容積率		200%	
道路	南西側	臨港道路 現幅員：約11m 建築基準法第42条第1項第1号道路	【参考資料1】事業対象地概要図

	北西側	開発許可第 14 号（S48.5.28）による道路 幅員：6m 建築基準法第 42 条第 1 項第 2 号道路	
上水道	上水道供給区域	※ 引き込み及び接続計画を必要とする場合は、県及び各インフラ事業者と協議の上進めること。	
下水道	公共下水道処理区域		
電気	四国電力管内		
ガス	四国ガス管内		
通信	NTT 管内		
地盤	国土地盤情報データベースから当該敷地周辺の下記地質調査結果を参照すること。 ボーリング I D No. 1：B4TK202301000-0363 No. 2：B4TK202301000-0364 ※ 当該敷地の地質調査を実施した上で設計に反映させること。		【参考 URL】 国土地盤情報データベース https://ngic.or.jp/
現況	平面駐車場		【参考資料 1】事業対象地概要図
浸水想定	洪水（最大 0.5～3 m）、高潮（最大 1～3 m） 津波（最大 1～2 m）		【参考資料 3】津波・高潮・洪水浸水想定図
その他	敷地南側の隣接する敷地（駐車場）は、公益社団法人 徳島県宅地建物取引業協会が所有しているので、対象敷地外であることを留意すること。		

3 対象施設の概要

(1) 施設内容

	項目	機能・仕様
本体構造	総合耐震設計	総合耐震設計基準「官庁施設の総合耐震基準」に基づき、次の性能以上を有すること。 ・構造体 Ⅲ類 ・建築非構造部材 B 類 ・建築設備 乙類
	各階有効高さ	各階の高さは車路 2.3m(車室 2.1m)以上とし、入り口付近には高さ制限バー等を設置し、安全確保及び施設保護に配慮した設計とすること。
	耐荷重	耐荷重及び転落防止柵の衝撃荷重については、車両総重量 2.0t 以下の車両について安全な構造とすること。
	自動車出入口	出入口は、敷地南西側の臨港管理道路に接続すること。
	階段	階段は各フロアからアクセス可能な階段を 1 箇所以上設置すること。

		階段は滑りにくく防音に配慮した素材とし、手すりを設置すること。
		景観等を考慮した目隠し等を設置すること。
	スロープ（車路）	緩和勾配も検討し、安全性に配慮した勾配計画とすること。
	転落防止対策	自動車の誤操作等による衝突等に対して、転落防止対策を行うこと。
		開口部から利用者が転落しないように、対策がされていること。
	その他	日影や騒音等の影響を抑制する計画とすること。
		国土交通大臣の認定を取得した一般認定駐車場も可とする。
内外装	外装材	耐久性に優れメンテナンスなどの維持管理に配慮した材料を選定すること。
	外観デザイン	外観デザイン及び色彩については、周辺の景観に配慮しながら、利用者や周辺住民、通行者が親しみをもてるものにすること。
	周辺環境への配慮	近隣の住居環境及び施設環境に配慮し、視線や自動車のヘッドライトなどを遮る構造とすること。
	内装デザイン	内部では照度が確保され、サイン等が明瞭に視認できるものとすること。
		利用者が駐車場所、駐車階層を容易に認識できるよう配慮したデザインとすること。
	床材	耐久性及び防滑性に優れた材料を選定すること。
駐車区画・車路 ・動線計画	駐車区画（1台あたりの有効寸法）	一般駐車区画：幅 2.4m、奥行き 5.0m 以上 ※一般駐車区画について、半数以上は幅 2.5m 以上のものとする こと。
		身体障がい者等用駐車区画：幅 3.5m、奥行き 5.0m 以上
		小型車両（軽自動車等）区画：幅 2.3m、奥行き 4.0m 以上 ※小型車両区画は立体駐車場内において 20 台までとし、できる限り少なくすること。
	車路の幅	一方通行：幅 3.5m 以上
		対面通行：幅 5.5m 以上
	駐車区画線	15cm 以上の区画線とすること。
		駐車区画は駐車しやすいように配慮すること。
	車止め	駐車の影響などで外れない構造とし、アンカー止めを原則とする。
		高さは 8cm 以上で、幅は 60cm 以上とする。
		車両 1 台につき 2 箇所設置すること。
	自動車の動線	円滑な誘導のために車路には誘導線を設けること。出入口、一時停止、徐行部分が認識できるように表示すること。
		事故回避、渋滞回避に配慮し、かつ分かりやすいものとし、案

		内看板等サイン、ガードパイプ、ポストコーン、カーブミラー等を適切に設置し円滑な移動や入出庫が行われるよう配慮すること。
	歩行者の動線	安全性に十分配慮するとともに、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえて、車いす利用者やベビーカー使用者などを含め、誰もが利用しやすい動線計画とすること。
付帯設備	エレベーター	1 1 人乗り程度のエレベーターを 1 基以上設置すること。
		各階に停止すること。
		防犯面に配慮した仕様とすること。
		ユニバーサルデザインに配慮した仕様とすること。
	場内案内板	駐車後の案内、車両出口の行き先案内、高さ制限・重さ制限の案内、歩行者の動線等を表示する案内板を適切に配置すること。
	照明設備	照度は駐車場法施行令第 13 条の規定以上とすること。
		LED 等環境に配慮した灯具とすること。
		点灯、消灯、全点灯、減点灯をタイマー等で制御できること。
		周辺環境を十分に配慮した灯具とすること。
	消防設備	消防法に基づく消防設備を設置すること。
	機械室	自動火災報知装置、監視カメラ設置に伴う設備等、当該施設に関する機器を収納するための機械室の設置を妨げない。
		機械室を設置する場合、維持管理を行う際に必要な照明、空調、電源を設けること。
		機械換気が行われるようにすること。
		入口扉は、物品搬入、防犯上の面において配慮されていること。
	その他	場内に鳩等の野鳥が侵入した場合にも、糞害等が起こることのないよう対策を施すこと。
管理設備	出入庫管理装置(別途)	本事業とは別に、駐車場出入口に駐車場管理のため精算機・ゲート等を設置することを想定し、電源供給等の管路及び機器基礎を設けること。
	駐車場監視装置(別途)	本事業とは別に、監視カメラを設置する際に別途工事が容易に実施できるよう建物内での予備配管の敷設等配線経路に配慮すること。
	その他	駐車場の管理システムについては、徳島県庁 1 階監視室で使用することを想定している。
排水設備	排水機能	施設の基本構造は原則として、国土交通省建築設備設計基準と同等によるものとし、大雨の際にも、開放部から降り込んだ雨水及び屋上階に降った雨水等が駐車場内に溢れることのないようにすること。
		排水について、開渠の場合は原則として有蓋構造とすること。
		排水の合流点及び開渠と暗渠の接続点については、原則として

		集水桝を設置すること。
		車路横断部については、原則として暗渠にすること。
外構	撤去	既設構造物で不要なものは、原則撤去とする。
	侵入防止	出入り口以外から本駐車場への自動車の進入を防止する措置を行うこと。
	外構デザイン	周辺の景観に配慮したデザインとすること。
	外構照明	外構部において車路、駐車場にあたる箇所については照度 10lx 以上を確保できるように、照明計画を実施すること。
その他	防災安全計画	地震、風水害、落雷、停電、火災等への配慮、非常時の避難安全性に対する性能を確保すること。
		死角の少ない計画とするなど、保安全管理について配慮すること。
	看板サイン	外部案内板、各種誘導(注意)板、車両誘導表示その他を設け、利用者にわかりやすく機能的であるものにすること。
	ユニバーサルデザイン 対応	各階ともバリアフリーとする。駐車区画、昇降機、敷地内通路は歩行者の安全性にも十分配慮し、車いす利用者、ベビーカー利用者にも利用しやすい計画とすること。

4 事業期間等

(1) 設計業務

履行期間は、契約締結日の翌日から令和 8 年 9 月 3 0 日までとし、県と協議の上、決定するものとする。

(2) 建設工事業務

- ・ 履行期間（工事の自主検査の期限及びしゅん工検査の期限を含む。）は、設計業務終了から令和 9 年 9 月 3 0 日までとし、自主検査及びしゅん工検査を行い、引き渡しを完了すること。
- ・ 自主検査の期限は、履行期間の末日の 1 ヶ月前まで、しゅん工検査の期限は、履行期間の末日までとする。
- ・ 自主検査については、県の監督員による確認（以下「下検査」という。）を受けた上で、上記の期限までに、県に工事を完了した旨を通知すること。
- ・ しゅん工検査については、県が検査を行う者として定めた職員等（以下「検査員」という。）による検査を受け、検査結果により必要な修補を行い、検査時に定める期限までに、引き渡しを完了すること。

第 3 章 施設整備

1 基本方針

職員用の駐車場の確保及び休日に行われるイベント等への来場者に対する駐車場の確保を図るため、新たに立体駐車場を整備する。

2 整備方針

(1) 利用者にやさしく親しみやすい施設

- ・ 明快な平面計画やサイン表示など、わかりやすさへの配慮
- ・ ユニバーサルデザインなど、使いやすさへの配慮
- (2) 環境への配慮
 - ・ 近隣住民や通行車両への影響への配慮
 - ・ 駐車場利用者が周辺施設等へアクセスしやすいこと。
 - ・ 周辺環境との一体感、景観への配慮
- (3) 経済性への配慮
 - ・ 建物の長寿命化、ランニングコストの縮減など、経済性への配慮
- (4) 安全・安心な施設
 - ・ 地震や火災、自然災害などに対し、十分な安全性能の確保
 - ・ 駐車場利用者や周辺通行車両等に対する、十分な安全性への配慮

3 リスク管理

別添のリスク分担表の項目を参照し、項目以外の事案が発生した場合は、発注者と受注者で協議の上決定とする。

第4章 各業務の実施

1 要求水準の確認

- (1) 要求水準の確保のための受注者による管理に関する考え方

受注者は、要求水準を満たすため、次の項目を確認し、設計業務・工事監理業務及び建設業務の管理を行うこと。

受注者における確認事項
・ 設計完了時における設計図書及び各種計算書等の確認 ・ 施工前における全体計画（工事中の周辺への配慮等）の確認 ・ 施工前における施工計画及び品質管理計画の確認 ・ 施工完了時における計画に基づいた施工の確認 ・ 1年目点検における計画に基づいた施工の確認

- (2) 要求水準確認計画書の作成

- ・ 受注者は契約締結後速やかに、前記（1）の表に示す確認事項に関する要求水準確認計画書を作成し、県の担当者に提出し、承諾を得ること。
- ・ 要求水準確認計画書には、個別の確認項目ごとに、要求水準の確認の方法と確認の時期、確認する者、その他必要な事項を記載すること。
- ・ 要求水準確認計画書には、要求水準で定めた各項目を一覧化したチェックリスト（様式については県と協議の上、受注者が作成）を添付すること。
- ・ 要求水準確認計画書は、業務の進捗に応じた技術的検討を進めることにより、設計完了時及びその他必要な時期に適宜変更及び見直しを行うこと。

2 設計業務

- (1) 全般

- ・ 事業者は、本施設の建設工事等の設計業務を行う。
- ・ 準拠すべき法令、基準、本書を満たす設計とすること。
- ・ 設計業務の詳細及び範囲等については、業務を達成するために県の担当者と十分に打ち合わせ等を行い、連携を図ること。
- ・ 関係機関と十分協議した上で、適切な業務期間の設定を行うこと。
- ・ 県担当者及び諸官庁、関係機関と協議した場合、議事録を県の担当者へ提出すること。
- ・ 設計業務着手に先立ち、詳細工程表を含む設計業務計画書（基本設計、実施設計、各種調査及び申請等に関する業務含む。）を県に提出し確認を得ること。
- ・ PUBDIS（公共建築設計者情報システム）の登録を行うこと。

(2) 各種調査等

- ・ 隣接する道路等の騒音振動調査など、設計業務に必要となる現況調査等を適切に行うこと。
- ・ 日影、振動等、公共施設等の整備により想定される周辺家屋等への影響について調査すること。

(3) 設計

① 基本事項

- ・ 関係各機関と十分打ち合わせを行うこと。
- ・ 「第1章 4 適用法令等」に示す関係法令、基準等を遵守すること。
- ・ 業務実施期間中は、県の指示に応じて、適宜、作業の報告（中間報告）を行い、業務終了後には、設計図書、設計業務完了届、その他の必要な資料を提出し、県に確認を受けること。

② 設計図書・書類

- ・ 設計業務の成果となる設計図書・書類は、主に次の表に示す種別に応じて、必要な図書、書類その他の資料等を取りまとめること。また、とりまとめに当たっては、図面リストを添付すること。なお、設計交渉の際、別途、必要な設計図書・書類の提出を求めることがある。
- ・ 要求水準確認表は、設計業務において作成した要求水準確認表に基づき、設計着手時からの経緯が分かるよう、同様の書式で作成すること。
- ・ 設計図書の提出時の体裁、部数等は、別途、県の指示するところによるものとする。提出図書は電子データも提出すること。（図面については、JWW形式、オリジナル形式及びPDF形式とすること。）

設計図書・書類の種別	該当する図書・書類
建築設計図書	・ 計画概要書 ・ 建物概要・面積表・法規チェック ・ 特記仕様書 ・ 案内図 ・ 配置図（事業対象地全体を含む。） ・ 面積表 ・ 仕上表 ・ 平面図 ・ 立面図

	・ 断面図 ・ 矩計図 ・ 階段詳細図 ・ 平面詳細図 ・ 断面詳細図 ・ 各部詳細図 ・ 展開図 ・ 伏せ図 ・ 建具図 ・ サイン計画 ・ エレベーター詳細図 ・ 外構図 ・ 排水設備計画図 ・ 外構照明計画図 ・ 完成予想図（外観パース、内観パースを含む。）
構造設計図書	・ 特記仕様書 ・ 各種構造図 ・ 伏図（各階） ・ 軸組図 ・ 部材断面図 ・ 部分詳細図 ・ 構造計算書
設備設計図書	・ 特記仕様書 ・ 電灯、コンセント設備平面図（各階） ・ 動力設備平面図（各階） ・ 通信・情報設備の系統図及び平面図（各階） ・ 火災報知等設備の系統図及び平面図（各階） ・ 給排水衛生設備配管の系統図及び平面図（各階） ・ 消火設備の系統図及び平面図（各階） ・ 屋外設備図 ・ 各種計算書
施工計画書	・ 仮設計画 ・ 工事事務所の設置位置 ・ 使用材料一式 ・ 工事資機材一式 ・ 施工体制一式 ・ 資材置き場 ・ 工事工程表 ・ 残土処理
関係機関との協議記録	・ 計画通知及び関係法令等に伴う事前協議記録

	・ 県担当課との事前協議記録 ・ その他関係機関との協議記録
その他	・ 工事費内訳書 ・ 積算数量調書 ・ 打ち合わせ議事録 ・ 要求水準確認表 ・ 図面データ ・ 製本図面

(4) 各種申請業務等

- ・ 事業者は、公共施設等の計画通知、その他、関係法令に基づき必要となる申請等を行うこと。
- ・ 申請業務においては、申請にともなう各関係諸官庁との協議、お知らせ看板の設置、近隣説明等を行うこと。
- ・ 建設工事に伴う各種申請図書の作成及び提出、申請図書作成に伴う各関係諸官庁との協議、調整等を行うこと。
- ・ 申請等に用いた資料及び関係諸官庁より受領した資料は、とりまとめて県に提出すること。なお、提出時の体裁、部数等は、別途、県の指示するところによるものとする。

3 工事監理業務

- ・ 事業者は、自らの責任により実施設計図書に基づく工事監理を行う工事監理者を定めること。
- ・ 工事監理者は、要求水準及び提案内容の設計意図を十分把握し、工事監理を実施すること。
- ・ 工事監理者は、建設工事着手前に工事監理概要書（各種打ち合わせ・検査日程等、工事管理体制、工事監理業務着手届を明記した工程表を含む。）を県に提出し、承認を得ること。
- ・ 工事監理者は、県があらかじめ定めた時期において、工事の進捗状況等を報告するほか、県から要請があった場合には適時報告、説明等を行うこと。
- ・ 工事監理者は、建設業務を行う企業が受ける建築基準法第 18 条による建築物に関する完了検査に立会うこと。
- ・ 工事監理者は、県の監督員による下検査までに、工事監理報告書及び要求水準確認表を県に提出すること。なお、提出時の体裁、部数等は、別途、県の指示するところによるものとする。
- ・ 工事監理者は、しゅん工検査及び各会計年度における請負代金の支払いのための検査の際、事業者が提出する図書の確認をし、県に報告すること。
- ・ 要求水準確認表は、設計業務において作成した要求水準確認表に基づき、設計着手時から施工段階の経緯が分かるよう、同様の書式で作成すること。

4 建設業務

(1) 基本事項

- ・ 関連法令等を遵守すること。
- ・ 必要に応じて、説明会等を開催し、近隣住民への周知を図ること。
- ・ 近隣及び工事関係者の安全確保と騒音、振動、臭気等の環境確保に十分配慮すること。
- ・ 近隣住民との調整や関係各機関との調整を十分行い、工事の円滑な進行や常駐警備員を配置す

るなど安全を確保すること。

- ・ 工事や工程の工夫等により、工期の遵守と短縮を図るとともに、近隣住民への周知を徹底して作業時間に関する了解を得ること。

(2) 建設業務

① 着工前業務

- ・ 事業者は設計図書及び施工計画書に従って施設の建設工事を行うこと。
- ・ 建設に先立ち、詳細工程表を含む施工計画書を作成し、次の書類を添付のうえ県に報告し、確認を受けること。

該当する書類
・ 施工計画書 ・ 工事実施体制 ・ 施工体制台帳・施工体系図 ・ 工事着手届 ・ 現場代理人、監理技術者、主任技術者等の通知書（経歴書を添付） ・ 仮設計画書 ・ 工事記録写真撮影計画書 ・ 主要資機材一覧表、仕様書 ・ 各種試験成績書・検査報告書 ・ 施工図面

- ・ 各種届出、申請、許認可等の書類の写し等を県に提出すること。
- ・ 周辺環境や交通、通行者の安全対策を十分に講じること。
- ・ 事業者は、建設業務の着実な履行に向け、建設工事保険等に参加すること。

② 建設期間中業務

- ・ 各種法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書等に従う適切な建設工事を実施すること。
- ・ 事業者は、工事監理者を通じ、定期的に施工管理状況の報告を行う。報告は、毎月の月報にとりまとめること。
- ・ 事業者は、県に対し、中間確認のための出来高検査に必要な資料を提出すること。
- ・ 建設期間中及び建設業務完了後に事業者が行う検査又は試験について、事前に県に実施日等を通知すること。なお県の職員が当該検査又は試験に立ち会うことができるように環境を整えること。
- ・ 県の職員が、建設期間中に行われる工程会議に立ち会うことができるよう、また、いつでも工事現場での施工状況の確認を行うことができるように環境を整えること。
- ・ 工事の記録簿の作成を行い、常に工事現場に備えること。事業者自らが実施する完了自主検査の後、しゅん工図等と共に整理し、工事監理者を介し、県に提出すること。
- ・ 県が検査、会議、現場等に立ち会う場合、事業者は協力すること。
- ・ 建設期間中は次の書類を県に提出し、確認を得ること。

該当する書類
・ 資機材等承諾願い ・ 産業廃棄物処分計画書、報告書（マニフェスト含む。） ・ 生コンクリート配合計画書 ・ 各種試験成績書 ・ 各種出荷証明書 ・ 工事監理報告

③ 建設工事完成後

- ・ 事業者は、本施設の建設工事完了後速やかに、事業者自らの責任及び費用において、建築基準法その他関係法令に基づく各種検査、及び要求水準等に示された内容が満たされていることを確認する完了自主検査を実施するものとし、事前にその内容を県に書面にて通知すること。事業者は完了自主検査の結果により必要な修補等を行うこと。
- ・ 本施設の開設に必要な試運転等を実施し、音性能・機能について要求水準及び提案に基づく内容が実現できているか試験を行い、県の確認を得ること。
- ・ 事業者は、工事が完成した際には、完了自主検査の結果、各種法令に基づく検査済証、その他の検査結果記録並びに県が求める工事書類を提出のうえ、下検査を申請すること。なお、工事書類の確認に時間を要するため、提出日については県と十分協議すること。
- ・ 事業者は下検査の結果、必要に応じて修補を行うこと。その後、しゅん工届、しゅん工検査請求書を提出のうえ、検査員によるしゅん工検査を受けること。
- ・ 事業者はしゅん工検査の結果、必要に応じて修補を行い、県の確認を受けること。
- ・ 県は事業者からしゅん工検査の申し入れを受けた後、しゅん工検査を実施し、検査合格を確認した後、事業者より本施設の鍵の引渡しを受け、事業者に建設業務完了の確認を通知する。
- ・ しゅん工図書は、原則、次のとおりとし、詳細については県と協議のうえ整理すること。しゅん工図書の提出時の体裁、部数等は、別途、県の指示するところによる。提出図書は電子データも提出すること。（図面については、JWW 形式、オリジナル形式及び PDF 形式とすること。）

該当する書類
・ 工事完成届及び工事しゅん工検査請求書 ・ 施工図（すべての工種） ・ しゅん工図（建築・外構、構造、設備） ・ 各種試験成績書 ・ 完了自主検査調書（事業者が実施したもの、検査済証その他の検査結果等含む） ・ 各種取扱説明書、保証書等 ・ 建築物等の利用に関する説明書（「建築物等の利用に関する説明書作成の手引き」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）に基づき作成） ・ 長期修繕計画書 ・ 工事写真 ・ しゅん工写真 ・ 要求水準確認表

④ メンテナンス・アフターフォロー対応

- ・ しゅん工・引渡しより３か月間は、発注者や施設管理者が円滑に施設運営できるよう迅速に対応できる体制をとること。